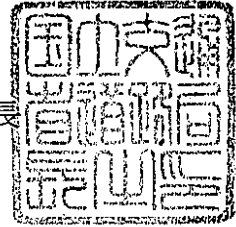




国道企第4号の1
平成25年4月1日

関東地方整備局長 殿

国土交通省道路局長



鋼橋積算基準における単価について

鋼橋積算基準（平成23年3月31日付け国道企第78号の1）における直接労務単価については、下記のとおり改訂するので通知する。

なお、この単価は平成25年4月1日から適用するものとする。

記

1. 直接労務単価
25,900 円

以上